

5 關係資料

(1) 関係法規

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律

(平成十七年十一月九日法律第二百二十四号)

第一章 総則(第一条 第五条)

第二章 養護者による高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等(第六条 第十九条)

第三章 養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等(第二十条 第二十五条)

第四章 雑則(第二十六条 第二十八条)

第五章 罰則(第二十九条・第三十条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、高齢者に対する虐待が深刻な状況にあり、高齢者の尊厳の保持にとって高齢者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等にかんがみ、高齢者虐待の防止等に関する国等の責務、高齢者虐待を受けた高齢者に対する保護のための措置、養護者の負担の軽減を図ること等の養護者に対する養護者による高齢者虐待の防止に資する支援(以下「養護者に対する支援」という。)のための措置等を定めることにより、高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって高齢者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「高齢者」とは、六十五歳以上の者をいう。

2 この法律において「養護者」とは、高齢者を現に養護する者であって養介護施設従事者等(第五項第一号の施設の業務に従事する者及び同項第二号の事業において業務に従事する者をいう。以下同じ。)以外のものをいう。

3 この法律において「高齢者虐待」とは、養護者による高齢者虐待及び養介護施設従事者等による高齢者虐待をいう。

4 この法律において「養護者による高齢者虐待」とは、次のいずれかに該当する行為をいう。

一 養護者がその養護する高齢者について行う次に掲げる行為

イ 高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

- ロ 高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の同居人によるイ、ハ又はニに掲げる行為と同様の行為の放置等養護を著しく怠ること。
 - ハ 高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
 - ニ 高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。
 - ホ 養護者又は高齢者の親族が当該高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。
- 5 この法律において「養介護施設従事者等による高齢者虐待」とは、次のいずれかに該当する行為をいう。
- 一 老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)第五条の三に規定する老人福祉施設若しくは同法第二十九条第一項に規定する有料老人ホーム又は介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第八条第二十項に規定する地域密着型介護老人福祉施設、同条第二十四項に規定する介護老人福祉施設、同条第二十五項に規定する介護老人保健施設、同条第二十六項に規定する介護療養型医療施設若しくは同法第百十五条の三十九第一項に規定する地域包括支援センター(以下「養介護施設」という。)の業務に従事する者が、当該養介護施設に入所し、その他当該養介護施設を利用する高齢者について行う次に掲げる行為
 - イ 高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
 - ロ 高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。
 - ハ 高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
 - ニ 高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。
 - ホ 高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。
 - 二 老人福祉法第五条の二第一項に規定する老人居宅生活支援事業又は介護保険法第八条第一項に規定する居宅サービス事業、同条第十四項に規定する地域密着型サービス事業、同条第二十一項に規定する居宅介護支援事業、同法第八条の二第一項に規定する介護予防サービス事業、同条第十四項に規定する地域密着型介護予防サービス事業若しくは同条第十八項に規定する介護予防支援事業(以下「養介護事業」という。)において業務に従事する者が、当該養介護事業に係るサービスの提供を受ける高齢者について行う前号イからホまでに掲げる行為

(国及び地方公共団体の責務等)

第三条 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止、高齢者虐待を受けた高齢者の迅速かつ適切な保護及び適切な養護者に対する支援を行うため、関係省庁相互間その他関係機関及び民間団体との連携の強化、民間団体の支援その他必要な体制の整備に努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護並びに養護者に対する支援が専門的知識に基づき適切に行われるよう、これらの職務に携わる専門的な人材の確保及び資質の向上を図るため、関係機関の職員の研修等必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護に資するため、高齢者虐待に係る通報義務、人権侵犯事件に係る救済制度等について必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。

(国民の責務)

第四条 国民は、高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等の重要性に関する理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等のための施策に協力するよう努めなければならない。

(高齢者虐待の早期発見等)

第五条 養介護施設、病院、保健所その他高齢者の福祉に業務上関係のある団体及び養介護施設従事者等、医師、保健師、弁護士その他高齢者の福祉に職務上関係のある者は、高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、高齢者虐待の早期発見に努めなければならない。

2 前項に規定する者は、国及び地方公共団体が講ずる高齢者虐待の防止のための啓発活動及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護のための施策に協力するよう努めなければならない。

第二章 養護者による高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等

(相談、指導及び助言)

第六条 市町村は、養護者による高齢者虐待の防止及び養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護のため、高齢者及び養護者に対して、相談、指導及び助言を行うものとする。

(養護者による高齢者虐待に係る通報等)

第七条 養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

2 前項に定める場合のほか、養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報するよう努めなければならない。

3 刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定による通報をすることを妨げるものと解釈してはならない。

第八条 市町村が前条第一項若しくは第二項の規定による通報又は次条第一項に規定する届出を受けた場合においては、当該通報又は届出を受けた市町村の職員は、その職務上知り得た事項であって当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

(通報等を受けた場合の措置)

第九条 市町村は、第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は高齢者からの養護者による高齢者虐待を受けた旨の届出を受けたときは、速やかに、当該高齢者の安全の確認その他当該通報又は届出に係る事実の確認のための措置を講ずるとともに、第十六条の規定により当該市町村と連携協力する者(以下「高齢者虐待対応協力者」という。)とその対応について協議を行うものとする。

2 市町村又は市町村長は、第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は前項に規定する届出があった場合には、当該通報又は届出に係る高齢者に対する養護者による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護が図られるよう、養護者による高齢者虐待により生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められる高齢者を一時的に保護するため迅速に老人福祉法第二十条の三に規定する老人短期入所施設等に入所させる等、適切に、同法第十条の四第一項若しくは第十一条第一項の規定による措置を講じ、又は、適切に、同法第三十二条の規定により審判の請求をするものとする。

(居室の確保)

第十条 市町村は、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者について老人福祉法第十条の四第一項第三号又は第十一条第一項第一号若しくは第二号の規定による措置を採るために必要な居室を確保するための措置を講ずるものとする。

(立入調査)

第十一条 市町村長は、養護者による高齢者虐待により高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認めるときは、介護保険法第一百五十五条の三十九第二項の規定により設置する地域包括支援センターの職員その他の高齢者の福祉に関する事務

に従事する職員をして、当該高齢者の住所又は居所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。

- 2 前項の規定による立ち入り及び調査又は質問を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。
- 3 第一項の規定による立ち入り及び調査又は質問を行う権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
(警察署長に対する援助要請等)

第十二条 市町村長は、前条第一項の規定による立ち入り及び調査又は質問をさせようとする場合において、これらの職務の執行に際し必要があると認めるときは、当該高齢者の住所又は居所の所在地を管轄する警察署長に対し援助を求めることができる。

- 2 市町村長は、高齢者の生命又は身体の安全の確保に万全を期する観点から、必要に応じ適切に、前項の規定により警察署長に対し援助を求めなければならない。
- 3 警察署長は、第一項の規定による援助の求めを受けた場合において、高齢者の生命又は身体の安全を確保するため必要と認めるときは、速やかに、所属の警察官に、同項の職務の執行を援助するために必要な警察官職務執行法(昭和二十三年法律第百三十六号)その他の法令の定めるところによる措置を講じさせるよう努めなければならない。
(面会の制限)

第十三条 養護者による高齢者虐待を受けた高齢者について老人福祉法第十一条第一項第二号又は第三号の措置が採られた場合においては、市町村長又は当該措置に係る養介護施設の長は、養護者による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護の観点から、当該養護者による高齢者虐待を行った養護者について当該高齢者との面会を制限することができる。

(養護者の支援)

第十四条 市町村は、第六条に規定するもののほか、養護者の負担の軽減のため、養護者に対する相談、指導及び助言その他必要な措置を講ずるものとする。

- 2 市町村は、前項の措置として、養護者の心身の状態に照らしその養護の負担の軽減を図るため緊急の必要があると認めるときに高齢者が短期間養護を受けるために必要となる居室を確保するための措置を講ずるものとする。
(専門的に従事する職員の確保)

第十五条 市町村は、養護者による高齢者虐待の防止、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護及び養護者に対する支援を適切に実施するために、これらの事務に専門的に従事する職員を確保するよう努めなければならない。

(連携協力体制)

第十六条 市町村は、養護者による高齢者虐待の防止、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護及び養護者に対する支援を適切に実施するため、老人福祉法第二十条の七の二第一項に規定する老人介護支援センター、介護保険法第一百五十三条第三項の規定により設置された地域包括支援センターその他関係機関、民間団体等との連携協力体制を整備しなければならない。この場合において、養護者による高齢者虐待にいつでも迅速に対応することができるよう、特に配慮しなければならない。

(事務の委託)

第十七条 市町村は、高齢者虐待対応協力者のうち適当と認められるものに、第六条の規定による相談、指導及び助言、第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は第九条第一項に規定する届出の受理、同項の規定による高齢者の安全の確認その他通報又は届出に係る事実の確認のための措置並びに第十四条第一項の規定による養護者の負担の軽減のための措置に関する事務の全部又は一部を委託することができる。

2 前項の規定による委託を受けた高齢者虐待対応協力者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由なしに、その委託を受けた事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

3 第一項の規定により第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は第九条第一項に規定する届出の受理に関する事務の委託を受けた高齢者虐待対応協力者が第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は第九条第一項に規定する届出を受けた場合には、当該通報又は届出を受けた高齢者虐待対応協力者又はその役員若しくは職員は、その職務上知り得た事項であって当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

(周知)

第十八条 市町村は、養護者による高齢者虐待の防止、第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は第九条第一項に規定する届出の受理、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護、養護者に対する支援等に関する事務についての窓口となる部局及び高齢者虐待対応協力者の名称を明示すること等により、当該部局及び高齢者虐待対応協力者を周知させなければならない。

(都道府県の援助等)

第十九条 都道府県は、この章の規定により市町村が行う措置の実施に関し、市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供その他必要な援助を行うものとする。

2 都道府県は、この章の規定により市町村が行う措置の適切な実施を確保するため必要があると認めるときは、市町村に対し、必要な助言を行うことができる。

第三章 養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等

(養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等のための措置)

第二十条 養介護施設の設置者又は養介護事業を行う者は、養介護施設従事者等の研修の実施、当該養介護施設に入所し、その他当該養介護施設を利用し、又は当該養介護事業に係るサービスの提供を受ける高齢者及びその家族からの苦情の処理の体制の整備その他の養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等のための措置を講ずるものとする。

(養介護施設従事者等による高齢者虐待に係る通報等)

第二十一条 養介護施設従事者等は、当該養介護施設従事者等がその業務に従事している養介護施設又は養介護事業（当該養介護施設の設置者若しくは当該養介護事業を行う者が設置する養介護施設又はこれらの者が行う養介護事業を含む。）において業務に従事する養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

2 前項に定める場合のほか、養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

3 前二項に定める場合のほか、養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報するよう努めなければならない。

4 養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けた高齢者は、その旨を市町村に届け出ることができる。

5 第十八条の規定は、第一項から第三項までの規定による通報又は前項の規定による届出の受理に関する事務を担当する部局の周知について準用する。

6 刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第一項から第三項までの規定による通報（虚偽であるもの及び過失によるものを除く。次項において同じ。）をすることを妨げるものと解釈してはならない。

7 養介護施設従事者等は、第一項から第三項までの規定による通報をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けない。

第二十二条 市町村は、前条第一項から第三項までの規定による通報又は同条第四項の規定による届出を受けたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該通報又は届出に係る養介護施設従事者等による高齢者虐待に関する事項を、当該養介護施設従事者等

による高齢者虐待に係る養介護施設又は当該養介護施設従事者等による高齢者虐待に係る養介護事業の事業所の所在地の都道府県に報告しなければならない。

- 2 前項の規定は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市については、厚生労働省令で定める場合を除き、適用しない。

第二十三条 市町村が第二十一条第一項から第三項までの規定による通報又は同条第四項の規定による届出を受けた場合においては、当該通報又は届出を受けた市町村の職員は、その職務上知り得た事項であって当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。都道府県が前条第一項の規定による報告を受けた場合における当該報告を受けた都道府県の職員についても、同様とする。

（通報等を受けた場合の措置）

第二十四条 市町村が第二十一条第一項から第三項までの規定による通報若しくは同条第四項の規定による届出を受け、又は都道府県が第二十二条第一項の規定による報告を受けたときは、市町村長又は都道府県知事は、養介護施設の業務又は養介護事業の適正な運営を確保することにより、当該通報又は届出に係る高齢者に対する養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護を図るため、老人福祉法又は介護保険法の規定による権限を適切に行使するものとする。

（公表）

第二十五条 都道府県知事は、毎年度、養介護施設従事者等による高齢者虐待の状況、養介護施設従事者等による高齢者虐待があった場合にとった措置その他厚生労働省令で定める事項を公表するものとする。

第四章 雑則

（調査研究）

第二十六条 国は、高齢者虐待の事例の分析を行うとともに、高齢者虐待があった場合の適切な対応方法、高齢者に対する適切な養護の方法その他の高齢者虐待の防止、高齢者虐待を受けた高齢者の保護及び養護者に対する支援に資する事項について調査及び研究を行うものとする。

（財産上の不当取引による被害の防止等）

第二十七条 市町村は、養護者、高齢者の親族又は養介護施設従事者等以外の者が不当に財産上の利益を得る目的で高齢者を行う取引（以下「財産上の不当取引」という。）による高齢者の被害について、相談に応じ、若しくは消費生活に関する業務を担当する部

局その他の関係機関を紹介し、又は高齢者虐待対応協力者に、財産上の不当取引による高齢者の被害に係る相談若しくは関係機関の紹介の実施を委託するものとする。

- 2 市町村長は、財産上の不当取引の被害を受け、又は受けるおそれのある高齢者について、適切に、老人福祉法第三十二条の規定により審判の請求をするものとする。

(成年後見制度の利用促進)

第二十八条 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護並びに財産上の不当取引による高齢者の被害の防止及び救済を図るため、成年後見制度の周知のための措置、成年後見制度の利用に係る経済的負担の軽減のための措置等を講ずることにより、成年後見制度が広く利用されるようにしなければならない。

第五章 罰則

第二十九条 第十七条第二項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 正当な理由がなく、第十一条第一項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは高齢者に答弁をさせず、若しくは虚偽の答弁をさせた者は、三十万円以下の罰金に処する。

附 則

(施行期日)

- 1 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。

(検討)

- 2 高齢者以外の者であって精神上又は身体上の理由により養護を必要とするものに対する虐待の防止等のための制度については、速やかに検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。
- 3 高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等のための制度については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

(2) 関係通知

老人福祉法第 11 条の規定による措置事務の実施に係る指針について
(平成 18 年 1 月 24 日付け老発第 0124001 号厚生労働省老健局長通知)
(平成 18 年 4 月 12 日付け一部改正あり)

老人福祉法(昭和 38 年法律第 133 号。以下「法」という。)第 11 条の規定による措置に係る国庫負担金(以下「養護老人ホーム等保護費負担金」という。)については、平成 16 年度における三位一体改革により廃止し、一般財源化されたところであるが、引き続き地方自治体における法第 11 条の規定による措置が適切かつ円滑に行われるよう支援していくため、今般、下記のとおり指針を示すこととしたので、ご了知の上、管内市町村、関係施設等に周知されたい。

なお、本通知は、地方自治体(昭和 22 年法律第 67 号)第 245 条の 4 第 1 項の規定による技術的助言とする。自治事務に対する技術的助言

また、本通知の施行に伴い、「老人保護措置費の国庫負担の取扱について」(平成 16 年 7 月 13 日老発第 0713002 号)は平成 16 年度限りで廃止する。

記

老人福祉法第 11 条の規定による措置事務の実施に係る指針

法第 11 条の規定による措置に要する費用の算定にあたっては、別紙 1「老人保護措置費支弁基準」により算定した額の合計額から、別紙 2「費用徴収基準」により算定した徴収すべき額及びその他の収入額を控除した額を基本とするものであること。

別紙 2

費用徴収基準

1. 養護老人ホーム、養護委託による措置

- (1) 法第 11 条第 1 項第 1 号、第 3 号及び第 2 項(養護老人ホーム及び養護委託に限る。)に規定する措置に要する費用にかかる法第 28 条の規定による徴収金の額は、月額によって決定するものとし、その徴収額は、養護老人ホーム被措置者及び養護委託による被措置者については別表 1 の対象収入による階層区分によって定まる費用徴収基準月額により算定した額とし、その主たる扶養義務者については別表 2 の税額等による階層

区分によって定まる費用徴収基準月額により算定した額とすること。ただし、月の途中で施設に入所若しくは退所し、又は養護受託者の家庭に転入し、若しくは転出した被措置者にかかるその入退所し、又は転入出した日の属する月の分の徴収月額は、次の算式により算定した額（円未満切捨て）とすること。

基準月額	×	当該月の実措置日数
		当該月の実日数

- (2) 上記のうち、養護老人ホーム被措置者で介護保険法における要介護認定により、要介護の認定を受け、特別養護老人ホームへ入所申込を行った者の徴収額については、市町村長が必要と認める場合には、別表1の規定にかかわらず、別途上限を設けることができる。

なお、この場合の扶養義務者の費用徴収額は、特例措置を行わず算定した被措置者の費用徴収額を基準に算定すること。

2. やむを得ない措置

法第11条第1項第2号及び第2項（特別養護老人ホームに限る。）に規定する特別養護老人ホームの措置に要する費用にかかる法第28条の規定による徴収金の額は、法第21条の2の規定に基づき、支弁することを要しないとされた額（介護保険給付を受けることができる者でない場合には、これに相当する額）を除いた額（ただし、その額を適用すれば、生活保護を必要とする状態になる者については、0円）とする。

なお、措置に要する費用については、特別養護老人ホームにおいて保険給付の対象となる額のほか、食費及び居住費が含まれる。

老人ホームへの入所措置等の指針について

(平成18年3月31日付け老発第0331028号厚生労働省老健局長通知)

介護保険法等の一部を改正する法律(平成17年法律第77号)により、養護老人ホームに係る老人福祉法(昭和38年法律第133号。以下「法」という。)の一部改正が行われることに伴い、同法第11条の規定による入所措置等に係る指針を下記のとおり定めたので、ご了知の上、管内市町村、関係施設等に周知されたい。

なお、本通知は平成18年4月1日から施行することとし、これに伴い、「老人ホームへの入所措置等の指針について」(昭和62年1月31日社老第8号)は、平成18年3月31日をもって廃止する。

記

老人ホームへの入所措置等の指針

第1 入所措置の目的

法第11条の規定による養護老人ホームへの入所等の措置は、65歳以上の者であって、在宅において日常生活を営むのに支障があるものに対して、心身の状況、その置かれている環境の状況等を総合的に勘案して、適切に行われるよう努めなければならない。

なお、同条第1項第2号の規定による特別養護老人ホームへの入所措置については、やむを得ない事由により介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する介護老人福祉施設に入所することが著しく困難であると認められるときに限られるものであるが、「やむを得ない事由」としては、

(1) 65歳以上の者であって介護保険法の規定により当該措置に相当する介護福祉施設サービスに係る保険給付を受けることができる者が、やむを得ない事由()により介護保険の介護福祉施設サービスを利用することが著しく困難であると認められる場合

()「やむを得ない事由」とは、事業者と「契約」をして介護サービスを利用することや、その前提となる市町村に対する要介護認定の「申請」を期待しがたいことを指す。

(2) 65歳以上の者が養護者による高齢者虐待を受け、当該養護者による高齢者虐待から保護される必要があると認められる場合、又は65歳以上の者の養護者とその心身の状態に照らし養護の負担の軽減を図るための支援を必要と認められる場合

が想定されるものである。

第2 福祉事務所長への委任

法第11条の規定による措置については、市及び福祉事務所を設置する町村にあっては福祉事務所長に委任することができる。

第3 入所判定委員会の設置

- 1 市町村長（委任を受けた福祉事務所長を含む。以下同じ。）は、老人ホームへの入所措置を判定するため、市町村（福祉事務所長が委任を受けている場合にあっては、当該福祉事務所）内に老人福祉指導主事、市町村老人福祉担当者、保健所長、医師（精神科医を含む。）地域包括支援センター長及び老人福祉施設長のそれぞれの代表者で構成する「入所判定委員会」を設置し、入所措置の開始、変更等に当たっては、入所判定委員会の意見を聞くものとする。

なお、市町村長は、市町村又は直営の地域包括支援センターが中心となり、定期的に開催される会議（以下「市町村包括ケア会議」という。）に入所判定委員会の機能を付与することができるものとする。この場合においても、同会議には、当該市町村の老人福祉担当者、医師（精神科の判断が必要な場合には精神科医）及び老人福祉施設関係者の参加を要するものとする。

ただし、特別養護老人ホームに係る判定については、介護保険法第14条に基づく介護認定審査会における同法第27条に基づく要介護認定の結果を基本とするものとし、入所判定委員会を開催しないこととして差し支えない。

- 2 入所判定委員会（入所判定委員会の機能を付与された市町村包括ケア会議を含む。）の開催に当たっては、養護老人ホームの求めに応じて行うことができるものとする。
- 3 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年11月9日法律第124号）第9条の規定により、養護者による高齢者虐待を受け、生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められる高齢者を老人ホームに一時的に保護する場合は、入所判定委員会の開催を待つことなく入所措置を行うことができるものとする。

第4 入所措置の要否判定

- 1 養護老人ホームに係る入所措置の要否の検討に当たっては、入所判定委員会（入所判定委員会の機能を付与された市町村包括ケア会議を含む。）において、本通知中「第5 老人ホームへの入所措置の基準」に基づき、その者の健康状態、その置かれている環境の状況等について総合的に判定を行い、その結果を市町村長に報告するものとする。

第5 老人ホームの入所措置の基準

1 養護老人ホーム

法第11条第1項第1号の規定により、老人を養護老人ホームに入所させ、又は、入所を委託する措置は、当該老人が次の(1)及び(2)のいずれにも該当する場合に行うものとする。

(1) 環境上の事情については、次のア及びイに該当すること。

事 項	基 準
ア 健康状態	入院加療を要する病態でないこと。 なお、施設は、入所予定者の感染症に関する事項も含めた健康状態を確認することが必要であるが、その結果感染症に罹患し、又はその既往症があっても、一定の場合を除き、措置を行わない正当な理由には該当しないものである。
イ 環境の状況	家族や住居の状況など、現在置かれている環境の下では在宅において生活することが困難であると認められること。

(注) 法では、養護老人ホームへの入所要件を「環境上の理由及び経済的理由」と規定しているが、これは、措置に当たり改正前に規定されていた「身体上若しくは精神上」の理由は問わないこととする趣旨であり、「身体上若しくは精神上」の理由を有する者を措置の対象外とするものではない。

(2) 経済的事情については、老人福祉法施行令第2条に規定する事項に該当すること。

2 特別養護老人ホーム

法第11条第1項第2号の規定により、老人を特別養護老人ホームに入所させ、又は、入所を委託する措置は、当該老人が、要介護認定において要介護状態に該当し、かつ、健康状態が1(1)アの基準を満たす場合に行うものとする。

なお、胃ろう、経管栄養の状態にあることのみをもって、入所措置を行わない理由とはならないものであること。

第6 養護委託の措置の基準

次のいずれかの場合に該当するときは、委託の措置を行わないものとする。

- 1 当該老人の身体又は精神の状況、性格、信仰等が受託者の生活を乱すおそれがある場合
- 2 養護受託者が老人の扶養義務者である場合

第7 措置の開始、変更及び廃止

1 措置の開始

老人ホームへの入所又は養護委託の措置の基準に適合する老人について

は、措置を開始するものとする。

なお、措置を開始した後、随時、当該老人及びその家族を訪問し、必要な調査及び指導を行うものとする。

2 措置の変更

養護老人ホーム又は特別養護老人ホームへの入所又は養護受託者への委託の措置のうち、いずれかの措置をとられている老人が他の措置をとることが適当であると認められるに至った場合は、その時点において、措置を変更するものとする。

3 老人ホームへの入所又は養護受託者への委託の措置は、当該措置を受けている老人が次のいずれかに該当する場合、その時点において、措置を廃止するものとする。

- (1) 措置の基準に適合しなくなった場合
- (2) 入院その他の事由により老人ホーム又は養護受託者の家庭以外の場所で生活する期間が3箇月以上にわたることが明らかに予想される場合、又はおおむね3箇月を超えるに至った場合
- (3) 養護老人ホームへの入所の措置を受けている老人が、介護保険法に基づく施設サービスの利用が可能になった場合
- (4) 特別養護老人ホームへの入所の措置を受けている老人が、やむを得ない事由の解消により、介護保険法に基づく施設サービスの利用が可能になった場合

4 措置後の入所継続の要否

老人ホームの入所者については、年1回入所継続の要否について見直すものとする。

第8 65歳未満の者に対する措置

1 法第11条第1項第1号又は第3号に規定する措置

法第11条第1項第1号又は第3号に規定する措置において、65歳未満の者であって特に必要があると認められるものは、法第11条第1項第1号又は第3号のいずれかの措置の基準に適合する者であって、60歳以上の者について行うものとする。

ただし、60歳未満の者であって次のいずれかに該当するときは、老人ホーム入所措置の行うものとする。

- (1) 老衰が著しく、かつ、生活保護法に定める救護施設への入所要件を満たしているが、救護施設に余力がないため、これに入所することができないとき。
- (2) 初老期における認知症（介護保険法施行令（平成10年12月24日政令第412号）第2条第6号に規定する初老期における認知症をいう。）に該当するとき。
- (3) その配偶者が老人ホームの入所措置の措置を受ける場合であって、か

つ、その者自身が老人ホームへの入所基準のうち、年齢以外の基準に適合するとき。

2 法第11条第1項第2号に規定する措置

法第11条第1項第2号に規定する措置において、65歳未満の者であつて特に必要があると認められるものは、法第11条第1項第2号の措置の基準に適合する者であつて、介護保険法第7条第3項第2号に該当するものについて行うものとする。

第9 居宅における介護等に係る措置

法第10条の4第1項各号に規定する措置については、特別養護老人ホームへの入所措置と同様、65歳以上の者であつて、身体上又は精神上的障害があるために日常生活を営むのに支障がある者等が、やむを得ない事由により介護保険法に規定する訪問介護、通所介護、短期入所生活介護又は認知症対応型共同生活介護（以下「訪問介護等」という。）を利用することが著しく困難と認めるときに、必要に応じて市町村が措置を採ることができることとされているものであり、やむを得ない事由の解消により、介護保険法に基づく訪問介護等の利用が可能になった場合には措置は廃止するものとする。

なお、「やむを得ない事由」としては、

- (1) 65歳以上の者であつて介護保険法の規定により当該措置に相当する居宅サービスに係る保険給付を受けることができる者が、やむを得ない事由により介護保険の居宅サービスを利用することが著しく困難であると認められる場合
() 「やむを得ない事由」とは、事業者と「契約」をして介護サービスを利用することや、その前提となる市町村に対する要介護認定の「申請」を期待しがたいことを指す。
- (2) 65歳以上の者が養護者による高齢者虐待を受け、当該養護者による高齢者虐待から保護される必要があると認められる場合、又は65歳以上の者の養護者がその心身の状況に照らし養護の負担の軽減を図るための支援を必要と認められる場合
が想定されるものである。

第10 留意事項

今回の改正に伴い、(別紙)老人ホーム入所判定審査票は廃止するが、入所措置の要否判定においては、これまでの老人ホーム入所判定審査票の内容を参考としつつ、それぞれの地域の実情に応じて、これに代わる審査票を作成する等、総合的な判定に支障が生じないように努められたい。

(下線については、マニュアル委員会で加筆)

「老人保護措置費に係る各種加算等の取扱いについて」の一部改正について
(平成18年4月12日付け老発第0412002号厚生労働省老健局長通知)

標記については、「老人保護措置費に係る各種加算等の取扱いについて」(平成18年1月24日老発第0124003号厚生労働省老健局長通知)により行われているところであるが、今般、平成18年4月1日より、養護老人ホームの入所者に係る介護ニーズに対しては介護保険サービスにより対応することとしたことに伴いその一部を別紙のとおり改正し、平成18年4月1日から適用することとしたので通知する。

なお、主な改正内容は下記のとおりであるので、都道府県知事におかれては、ご了知のうえ、管内市町村長に対し、この旨通知願いたい。

次の加算を新設したこと。

(1) 障害者等加算

要支援、要介護非該当者であり、かつ、長期間の援護を要する者(アルコール中毒患者、知的障害者等)が入所定員の一定割合以上入所している養護老人ホームで市町村長が認定した施設において、加算対象者ごとに加算する。

(2) 夜勤体制加算

夜勤体制を取っている施設に対して加算する。

(3) 老人短期入所加算

原則として要支援、要介護非該当者であり、かつ、高齢者虐待等により、在宅において生活することが一時的に困難となった者であって、介護保険の短期入所介護生活介護等の利用や、やむを得ない事由による短期入所の措置が著しく困難である者を入所させた場合に加算する。

(4) 介護サービス利用者負担加算

養護老人ホームの入所者が介護保険サービスを利用した場合、その利用に係る利用者負担の一部について加算する。

(5) 高度処遇加算

(施設機能強化推進費のメニューとして位置付け)

入所者に対する処遇の向上を図るため、質の高い取組を行っている施設に対し加算する。

市（町村）成年後見制度利用支援事業実施要綱（参考例）

（趣旨）

第1条 この要綱は、判断能力が十分でない高齢者、知的障害者及び精神障害者の権利擁護の促進を目的として、成年後見制度利用支援事業（以下「事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

（事業の内容）

第2条 市（町村）長は、予算の範囲内で、次に掲げる事業の実施に必要な経費の全部又は一部を負担又は補助することができる。

- （1） 審判の請求
- （2） 家事審判法（昭和22年法律第152号）第7条において準用する非訟事件手続法（明治31年法律第14号）第26条の規定により、審判の請求に係る費用（以下「審判請求費用」という。）の全部負担
- （3） 民法（明治29年法律第89号）に規定する成年後見人、保佐人及び補助人（以下「成年後見人等」という。）の業務に係る報酬等に対する補助

（審判の請求）

第3条 市（町村）長は、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第32条、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第27条の3及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第51条の11の2の規定に基づき、当該各規定に定める者について、その福祉を図るため特に必要があると認めるときは、審判の請求を行うことができる。

（審判の対象者）

第4条 審判の対象者は、市（町村）に住所を有する（医療機関又は社会福祉施設等に住所を有する場合を除く。）又は市（町村）が実施する高齢者及び障害者福祉制度により扶助している高齢者、知的障害者及び精神障害者（以下「要支援者」という。）のうち、次に掲げる事項を総合的に考察した上で決定するものとする。

- （1） 事理を弁識する能力の程度
- （2） 二親等内の親族の存否、当該親族による審判の対象者保護の可能性及び当該親族が審判請求を行う見込み。ただし、三親等又は四親等の親族であって、審判請求のできる者の存在が明らかである場合は、この限りでない。
- （3） 市（町村）又は関係機関が行う各種支援施策の活用の適否
- （4） 生活、経済の状況及び要支援者の福祉を図るために必要な事項

（審判請求の要請）

第5条 次に掲げる者は、前条に定める要支援者が、後見開始等審判の請求を必要とする状態にある者と判断したときは、市（町村）長に対し審判の請求を要請することができる。

- （1） 民生委員
- （2） 要支援者の親族以外の者で当該要支援者の日常生活の援助者（社会福祉法人等の職員を含む。）
- （3） 老人福祉法第5条の3に規定する老人福祉施設の職員
- （4） 介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第19項に規定する介護保険施設の職員
- （5） 知的障害者福祉法第5条第一項に規定する知的障害者援護施設の職員

- (6) 医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5に規定する病院又は診療所の職員
 - (7) 地域保健法(昭和22年法律第101号)第5条第1項に規定する保健所の職員
 - (8) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第50条の2に規定する精神障害者社会復帰施設の職員
- 2 前項の要請は、審判の請求要請書により行うものとする。

(要請者への回答)

第6条 市(町村)長は、前条第1項各号に掲げる者から後見開始等審判の請求の要請があった場合において、当該要請に対する対応を決定したときは、後見開始等審判の請求要請に対する回答書により、当該要請をした者に回答するものとする。

(審判の請求の種類)

第7条 市(町村)長が行うことができる審判請求の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 民法第7条に規定する後見開始の審判
- (2) 民法第11条に規定する保佐開始の審判
- (3) 民法第13条第2項に規定する保佐人の同意権の範囲を拡張する審判
- (4) 民法第15条第1項に規定する補助開始の審判
- (5) 民法第17条第1項に規定する補助人に同意権を付与する審判
- (6) 民法第876条の4第1項に規定する保佐人に代理権を付与する審判
- (7) 民法第876条の9第1項に規定する補助人に代理権を付与する審判

(審判請求費用の求償)

第8条 市(町村)長は、審判請求費用に関し、審判の対象者又は当該関係者が負担すべきであると認めるときは、市が負担した審判請求費用の求償権を得るため、非訟事件手続法第28条の命令に関する職権発動を促す申立てを審判請求と同時に家庭裁判所に対して行うことができる。

(成年後見人等の支援対象者)

第9条 第2条第3号に規定する補助を受けることができる者は、要支援者のうち、民法に規定する成年被後見人、被保佐人又は被補助人とする。

(利用の申請)

第10条 前条に規定する者であって事業を利用しようとする者(以下「利用者」という。)又は当該利用者の成年後見人等で代理権を有するもの(以下「利用者に係る当該後見人等」という。)は、市(町村)成年後見人等の支援補助金交付申請書に後見等の開始の事実を明らかにする書類等を添えて市(町村)長に申請するものとする。

(利用の決定)

第11条 市(町村)長は、前条の申請を受理した場合において、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは市(町村)成年後見人等の支援補助金交付決定通知書により、いずれにも該当しないときは市(町村)成年後見人等の支援補助金交付却下通知書により、利用者又は当該利用者に係る成年後見人等に通知するものとする。

- (1) 第2条第3号の補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難な状況にある者
- (2) 現に生活保護法(昭和25年法律第144号)に定める被保護者である者

- (3) 成年後見人等の報酬等を負担することで生活保護法による要保護者となる者
- 2 第2条第3号の補助の額は、家庭裁判所が決定する1月当たりの成年後見人等報酬に相当する額とし、社会福祉施設等に入所している者にあつては 円を、その他の者にあつては 円を限度とする。

(補助金の請求)

- 第12条** 前条第1項の規定により補助金の交付決定を受けた利用者又は利用者に係る成年後見人等は、成年後見制度利用支援事業補助金請求書を市(町村)長に提出しなければならない。
- 2 前項に定める補助金請求は、費用を支払った日から起算して2月以内に申請しなければならない。

(成年後見人等の報告義務)

- 第13条** 補助金の交付を受けた利用者に係る成年後見人等は、当該利用者の資産状況及び生活状況に変化があつたときは、速やかに、市(町村)長に報告しなければならない。

(補助金の返還)

- 第14条** 市(町村)長は、偽りその他不正な手段により補助金を受けた者があつたときは、その者に対して、その補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(補助の廃止等)

- 第15条** 市(町村)長は、補助金の交付を受けた利用者の死亡又は資産状況若しくは生活状況の変化等により補助の理由が消滅し、又は著しく変化したと認めるときは、補助を廃止し、又は補助金額の増減を行うことができる。

(市(町村)成年後見審判申立審査会)

- 第16条** 審判請求要請の適否及び審判の種類を審査するため、市(町村)成年後見審判申立審査会(以下「審査会」という。)を設置する。

- 2 審査会の委員は、次に掲げる者とする。

- (1) 部長
(2) 部 課長
(3) 部 課長
(4) 部 課長

- 3 審査会の会長は、部長をもって充てる。

- 4 会長は、会務を掌理し、審査会を代表する。

- 5 会長に事故があつたときは、あらかじめ会長が指名した者がその職務を行う。

(審査会の議事)

- 第17条** 審査会の会議は、委員の要請により会長が招集する。

- 2 会議は、委員の4分の3以上の出席がなければ開くことができない。

- 3 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

- 4 会長が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を述べさせることができる。

(庶務)

- 第18条** 審査会の庶務は、部 課において処理する。

(その他)

第19条 この要綱に定めるもののほか、事業実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年 月 日から施行する。

(3) 社会資源リスト

愛知県内高齢者虐待対応窓口

市町村名	担当課等名	電話番号
豊橋市	高齢福祉医療課	平日：0532-51-2330 夜間・休日：0532-51-2421 (防災センター)
	中央地域包括支援センター	平日：0532-54-7170 夜間・休日：0532-54-7170
岡崎市	介護保険課	平日：0564-23-6838 夜間・休日：0564-23-6111(宿直室)
一宮市	高年福祉課	平日：0586-28-9021 夜間・休日：0586-28-8100(宿直室)
瀬戸市	高齢者福祉課	平日：0561-88-2626(直通) 夜間・休日：0561-82-7111(警備員室)
半田市	高齢福祉課	平日：0569-21-3111 (内線299,544) 夜間・休日：0569-21-3111(宿直室)
春日井市	介護保険課	平日：0568-85-6196 夜間・休日：0568-81-5111(守衛室)
豊川市	介護高齢課	平日：0533-89-2105 夜間・休日：0533-89-2111(当直室)
	北部地域包括支援センター	平日：0533-88-7260 夜間・休日：0533-88-7260
	南部地域包括支援センター	平日：0533-89-8820 夜間・休日：0533-89-8820
津島市	高齢介護課	平日：0567-24-1111(内線2145) 夜間・休日：0567-24-1111(宿直室)
碧南市	在宅ケアセンター	平日：0566-46-5512 夜間・休日：0566-41-3311(警備員室)
刈谷市	長寿課	平日：0566-62-1013 夜間・休日：0566-23-1118(宿直室)
豊田市	高齢福祉課	平日：0565-34-6634 夜間・休日：0565-31-1212(警備室)
安城市	高齢福祉課	平日：0566-76-1111 (内線2282,2283) 夜間・休日：0566-76-1111(当直室)
	地域包括支援センター	平日：0566-77-2945
西尾市	福祉部長寿課	平日：0563-56-2111(内線177) 夜間・休日：0563-56-2111(当直室)
	地域包括支援センター	平日：0563-56-1021 夜間・休日：0563-56-1021
蒲郡市	長寿課	平日：0533-66-1105 夜間・休日：0533-66-1111(当直室)

市町村名	担当課等名	電話番号
犬山市	長寿社会課	平日：0568-61-1800(内線248) 夜間・休日：0568-61-1800(宿直室)
常滑市	健康福祉課	平日：0569-34-7000 夜間・休日：0569-35-5111 (市役所宿直室)
	地域包括支援センター	平日：0569-34-7128
江南市	長寿介護保険課	平日：0587-54-1111(内線256) 夜間・休日：0587-54-1111(宿直室)
小牧市	介護保険課	平日：0568-76-1197 (内線197,198) 夜間・休日：0568-72-2101(警備室)
	地域包括支援センター	平日：0568-77-2893 夜間・休日：0568-77-2893
稲沢市	高齢介護課	平日：0587-32-1111 (内線415,461) 夜間・休日：0587-32-1111(守衛室)
新城市	介護高齢課	平日：0536-23-7688 夜間・休日：0536-23-1111 (日直、宿直)
	地域包括支援センター	平日：0536-23-6810 夜間・休日：0536-23-6810
東海市	保健福祉課	平日：052-689-1600(内線502) 夜間・休日：052-603-2211(宿直室) 0562-33-1111(宿直室)
大府市	福祉課	平日：0562-45-6228 夜間・休日：0562-47-2111(宿直室)
	高齢者虐待防止センター (大府西包括支援センター内)	平日：0562-45-5455 夜間・休日：0562-45-5455
知多市	福祉課	平日：0562-33-3151(内線271) 夜間・休日：0562-33-3151(宿直)
知立市	長寿介護課	平日：0566-83-1111(内線147) 夜間・休日：0566-83-1111 (夜間事務室)
尾張旭市	長寿課	平日：0561-53-2111(内線307) 夜間・休日：0561-53-2111(宿直室)
高浜市	いきいき広場 保健福祉グループ	平日：0566-52-9871 (午前8時30分～午後9時) 夜間・休日：0566-52-9871 (年未年始除く午前8時30分～午後5時)
岩倉市	生きがい課	平日：0587-66-1111(内線633) 0587-38-5811(直通) 夜間・休日：0587-66-1111(宿直室)
豊明市	高齢者福祉課	平日：0562-92-1261(直通) 夜間・休日：0562-92-1111(守衛室)
	地域包括支援センター	平日：0562-92-1298(直通)

市町村名	担当課等名	電話番号
日進市	長寿支援課	平日：0561-73-1497(ダイヤルイン) 夜間・休日：0561-73-7111(宿直室)
	中部地域包括支援センター	平日：0561-73-4890 夜間・休日：0561-73-4890
	東部地域包括支援センター	平日：0561-74-1300 夜間・休日：0561-74-1300
	西部地域包括支援センター	平日：052-806-2637 夜間・休日：052-806-2637
田原市	福祉課	平日：0531-23-4654 夜間・休日：0531-22-1111(宿直室)
愛西市	地域包括支援センター	平日：0567-25-5300(直通) 夜間・休日：0567-25-1111 (佐織庁舎宿直室)
清須市	高齢福祉課	平日：052-400-2911 (内線3131,3132) 夜間・休日：052-400-2911(宿直室)
北名古屋市	福祉西グループ	平日：0568-22-1111 (内線227,228) 夜間・休日：0568-22-1111(宿直室)
弥富市	介護高齢課	平日：0567-65-1111(内線172) 夜間・休日：0567-65-1111(宿直室)
東郷町	福祉課	平日：0561-38-3111(内線2112) 夜間・休日：0561-38-3111(宿直室)
長久手町	民生部福祉課	平日：0561-63-1111 (内線122,125) 夜間・休日：0561-63-1111(宿直室) (宿直室経由で担当へ連絡)
豊山町	地域包括支援センター	平日：0568-28-0932 夜間・休日：0568-28-0001(宿直室)
春日町	福祉部福祉課	平日：052-400-3863 052-408-0900 夜間・休日：052-400-3861(宿日直)
大口町	福祉課	平日：0587-94-1222 夜間・休日：0587-95-1111(宿直室)
扶桑町	生きがい課	平日：0587-93-1111 (内線232,236) 夜間・休日：0587-93-1111(当直室)
七宝町	民生課	平日：052-441-7111 夜間・休日：052-441-7111(宿直室)
美和町	町民課	平日：052-444-1001(内線260) 052-444-0982 夜間・休日：052-444-1001(宿日直)
甚目寺町	総合福祉会館	平日：052-444-1177 夜間・休日：052-444-3166 (宿直・日直)
	地域包括支援センター	平日：052-442-8036

市町村名	担当課等名	電話番号
大 治 町	福祉部民生課	平日：052-444-2711(内線168) 夜間・休日：052-444-2711(宿直室)
蟹 江 町	福祉課	平日：0567-95-1111(内線132) 夜間・休日：0567-95-1111(宿直室)
飛 島 村	保健福祉課 地域包括支援センター	平日：0567-52-1001 夜間・休日：0567-52-1231(宿直室)
阿久比町	保険課 (在宅介護支援センター)	平日：0569-48-1111 (内線228, 290) 夜間・休日：0569-47-0205
東 浦 町	福祉課	平日：0562-83-3111 夜間・休日：0562-83-3111(宿日直室)
	東浦地域包括支援センター	平日：0562-82-2941
南知多町	保健介護課	平日：0569-65-0711 (内線540, 541) 夜間・休日：0569-65-0711(宿直室)
美 浜 町	民生課	平日：0569-82-1111(内線361) 夜間・休日：0569-82-1111(宿直室)
武 豊 町	福祉課	平日：0569-72-1111(内線329) 夜間・休日：0569-72-1111(宿直室)
一 色 町	健康福祉部福祉課	平日：0563-72-9605 夜間・休日：0563-72-7111(宿直室)
吉 良 町	健康福祉部福祉課	平日：0563-32-1118 夜間・休日：0563-32-1111(宿直室)
幡 豆 町	福祉課	平日：0563-63-0115 夜間・休日：0563-62-5511(宿直室)
幸 田 町	福祉介護課	平日：0564-62-1111(内線125) 夜間・休日：0564-62-1111(夜間窓口)
三 好 町	高齢福祉課 地域包括支援センター	平日：0561-32-8500 夜間・休日：0561-32-2111(警備員室)
設 楽 町	町民課	平日：0536-62-0511(内線15) 夜間・休日：0536-62-0511(宿直室)
東 栄 町	住民課	平日：0536-76-0503 夜間・休日：0536-76-0501(宿直室)
豊 根 村	住民課	平日：0536-85-1311(内線16) 夜間・休日：0536-85-1311(宿直室)
音 羽 町	保健課	平日：0533-88-8004 (内線142, 143) 夜間・休日：0533-88-8000(宿直室)
小坂井町	健康福祉課	平日：0533-78-2115 夜間・休日：0533-78-2111(宿直室)
御 津 町	安心課	平日：0533-77-1500 夜間・休日：0533-75-2121(宿直)

愛知県内地域包括支援センター

(平成19年1月1日現在)

市町村名	名 称	電 話 番 号
豊 橋 市	さわらび地域包括支援センター	0532-54-3521
	赤岩荘地域包括支援センター	0532-66-1262
	地域包括支援センターケアコープ豊橋	0532-65-8477
	地域包括支援センターすこやかなの里	0532-64-7771
	地域包括支援センター尽誠苑	0532-65-2733
	地域包括支援センターみのり	0532-51-1336
	地域包括支援センターコープ豊橋中央	0532-53-1511
	明陽苑地域包括支援センター	0532-33-3146
	地域包括支援センターベルビューハイツ	0532-33-8000
	地域包括支援センター作楽荘	0532-48-9000
	弥生王寿園地域包括支援センター	0532-38-0508
	福祉村地域包括支援センター	0532-45-5130
	彩幸地域包括支援センター	0532-23-6015
	豊橋市東部地域包括支援センター	0532-64-6666
	豊橋市中央地域包括支援センター	0532-54-7170
豊橋市南部地域包括支援センター	0532-25-7100	
岡 崎 市	高齢者センター岡崎地域包括支援センター	0564-55-8399
	中央地域福祉センター地域包括支援センター	0564-25-3199
	北部地域福祉センター地域包括支援センター	0564-45-1699
	南部地域福祉センター地域包括支援センター	0564-43-6299
	西部地域福祉センター地域包括支援センター	0564-32-0199
	竜美地域包括支援センター	0564-55-0751
	かわいの里地域包括支援センター	0564-47-3333
	やはぎ苑地域包括支援センター	0564-34-2345
	なのはな苑地域包括支援センター	0564-57-8087
	額田地域包括支援センター	0564-82-4370
	一 宮 市	一宮市地域包括支援センターやすらぎ
一宮市地域包括支援センター コムネックスみづほ		0586-86-7000
一宮市地域包括支援センターアウン		0586-51-1384
一宮市地域包括支援センターちあき		0586-81-1711
一宮市地域包括支援センター萩の里		0586-67-3633
一宮市地域包括支援センター泰玄会		0586-61-8273
瀬 戸 市		やすらぎ地域包括支援センター
	ふたば地域包括支援センター	0561-87-4130
	はたやま地域包括支援センター	0561-84-3113
	地域包括支援センターしなの	0561-41-3231
	地域包括支援センターせと	0561-97-0511
	水野地域包括支援センター	0561-86-8770
	地域包括支援センター中央東	0561-87-5083

市町村名	名 称	電 話 番 号
半 田 市	半田市包括支援センター	0 5 6 9 - 2 3 - 8 1 4 4
春 日 井 市	地域包括支援センターあさひが丘	0 5 6 8 - 9 3 - 1 3 1 4
	地域包括支援センター春緑苑	0 5 6 8 - 8 8 - 8 3 0 3
	地域包括支援センター友愛	0 5 6 8 - 5 1 - 1 8 4 0
	春日井市社会福祉協議会地域包括支援センター	0 5 6 8 - 8 7 - 5 3 7 7
	春日井市医師会地域包括支援センター	0 5 6 8 - 8 9 - 3 0 2 7
	地域包括支援センターグレイスフル春日井	0 5 6 8 - 8 9 - 2 3 9 1
	地域包括支援センター第2グレイスフル春日井	0 5 6 8 - 3 2 - 1 1 3 7
	地域包括支援センター勝川	0 5 6 8 - 3 3 - 8 2 3 6
	地域包括支援センター第2春緑苑	0 5 6 8 - 5 6 - 9 1 6 6
	春日井市社会福祉事業団地域包括支援センター	0 5 6 8 - 5 6 - 8 6 1 1
豊 川 市	豊川市北部地域包括支援センター	0 5 3 3 - 8 8 - 7 2 6 0
	豊川市南部地域包括支援センター	0 5 3 3 - 8 9 - 8 8 2 0
津 島 市	津島市北地域包括支援センター	0 5 6 7 - 2 2 - 4 7 7 1
	津島市中地域包括支援センター	0 5 6 7 - 2 3 - 3 4 6 3
	津島市南地域包括支援センター	0 5 6 7 - 3 2 - 2 6 3 1
碧 南 市	碧南市地域包括支援センター	0 5 6 6 - 4 6 - 5 5 1 2
刈 谷 市	刈谷中央地域包括支援センター	0 5 6 6 - 2 3 - 0 2 8 0
豊 田 市	地域福祉サービスセンター	0 5 6 5 - 3 2 - 4 3 4 2
	豊田地域ケア支援センター	0 5 6 5 - 3 4 - 3 2 0 9
	かも地域包括支援センター	0 5 6 5 - 3 1 - 1 8 1 1
	トヨタ地域包括支援センター	0 5 6 5 - 2 4 - 0 6 2 3
	地域包括支援センターとよた苑	0 5 6 5 - 8 7 - 3 7 0 0
	みなみ福寿園地域包括支援センター	0 5 6 5 - 2 4 - 5 0 0 0
	ほっとかん地域包括支援センター	0 5 6 5 - 3 6 - 3 0 0 6
	地域包括支援センターかずえの郷	0 5 6 5 - 2 1 - 6 7 2 5
	豊田福寿園地域包括支援センター	0 5 6 5 - 4 5 - 5 3 5 7
	みのり園地域包括支援センター	0 5 6 5 - 5 3 - 6 3 6 1
	地域包括支援センターふじのさと	0 5 6 5 - 7 6 - 5 2 9 4
	足助・稲武地域包括支援センター	0 5 6 5 - 6 2 - 0 6 8 3
安 城 市	安城市地域包括支援センター	0 5 6 6 - 7 7 - 2 9 4 5
西 尾 市	西尾市地域包括支援センター	0 5 6 3 - 5 6 - 1 0 2 1
蒲 郡 市	蒲郡市東部地域包括支援センター(ふかし)	0 5 3 3 - 5 9 - 6 7 9 0
	蒲郡市中央地域包括支援センター (蒲郡市社会福祉協議会)	0 5 3 3 - 6 9 - 3 9 1 1
	蒲郡市西部地域包括支援センター(眺海園)	0 5 3 3 - 5 8 - 1 1 3 3
犬 山 市	犬山市地域包括支援センター	0 5 6 8 - 6 1 - 1 8 0 0 (内線248)
常 滑 市	常滑市地域包括支援センター	0 5 6 9 - 3 4 - 7 1 2 8

市町村名	名 称	電 話 番 号
江 南 市	江南北部地域包括支援センター	0587-57-2155
	江南中部地域包括支援センター	0587-56-1029
	江南南部地域包括支援センター	0587-55-9143
小 牧 市	小牧市地域包括支援センター	0568-77-2893
稲 沢 市	稲沢地域包括支援センター	0587-33-5400
	小正・下津地域包括支援センター	0587-22-1488
	明治・千代田地域包括支援センター	0587-36-8310
	大里地域包括支援センター	0587-23-7700
	祖父江地域包括支援センター	0587-97-2381
	平和地域包括支援センター	0567-47-1776
新 城 市	新城市地域包括支援センター	0536-23-5618
知 立 市	知立市地域包括支援センター	0566-82-8855
尾 張 旭 市	尾張旭市地域包括支援センター	0561-53-2111
高 浜 市	高浜市地域包括支援センター	0566-52-9610
岩 倉 市	岩倉市地域包括支援センター	0587-38-0303
豊 明 市	豊明市地域包括支援センター	0562-92-1298
日 進 市	日進市中部地域包括支援センター	0561-73-4890
	日進市東部地域包括支援センター	0561-74-1300
	日進市西部地域包括支援センター	052-806-2637
田 原 市	田原市地域包括支援センターたはら	0531-22-6784
	田原市地域包括支援センターあつみ	0531-34-6630
愛 西 市	愛西市地域包括支援センター	0567-25-5300
清 須 市	清須市地域包括支援センター	052-409-9010
北名古屋	北名古屋市地域包括支援センター	0568-23-6111
弥 富 市	弥富市地域包括支援センター	0567-65-5521
東 郷 町	東郷町地域包括支援センター	0561-38-8551
長久手町	長久手町社会福祉協議会 地域包括支援センター	0561-64-1155
豊 山 町	豊山町地域包括支援センター	0568-28-0932
春 日 町	春日町地域包括支援センター	052-408-0900
大 口 町	大口町地域包括支援センター	0587-94-2227
扶 桑 町	扶桑町社会福祉協議会 地域包括支援センター	0587-91-1171
七 宝 町	七宝町地域包括支援センター	052-441-1693
美 和 町	美和町地域包括支援センター	052-446-0611
甚 目 寺 町	甚目寺町地域包括支援センター	052-442-8036
大 治 町	大治町地域包括支援センター	052-442-0857
蟹 江 町	蟹江町地域包括支援センター	0567-94-3320
飛 島 村	飛島村地域包括支援センター	0567-52-1001
阿久比町	阿久比町地域包括支援センター	0569-48-0229
南知多町	南知多町地域包括支援センター	0569-64-3265

市町村名	名 称	電 話 番 号
美 浜 町	美浜町地域包括支援センター	0 5 6 9 - 8 3 - 0 2 9 4
武 豊 町	武豊町地域包括支援センター	0 5 6 9 - 7 4 - 3 3 0 5
一 色 町	一色町地域包括支援センター	0 5 6 3 - 7 2 - 9 6 5 4
吉 良 町	吉良幡豆地域包括支援センター	0 5 6 3 - 6 2 - 6 6 7 7
幸 田 町	幸田町地域包括支援センター	0 5 6 4 - 6 2 - 7 1 7 1
三 好 町	三好町地域包括支援センター	0 5 6 1 - 3 2 - 8 5 0 0
設 楽 町	設楽町地域包括支援センター	0 5 3 6 - 6 2 - 1 8 4 8
東 栄 町	東栄町地域包括センター	0 5 3 6 - 7 6 - 0 5 0 3
豊 根 村	豊根村地域包括支援センター	0 5 3 6 - 8 5 - 1 5 6 2
音 羽 町	音羽町地域包括支援センター	0 5 3 3 - 8 2 - 4 3 5 0
小 坂 井 町	小坂井町地域包括支援センター	0 5 3 3 - 7 8 - 6 1 2 1
御 津 町	御津町地域包括支援センター	0 5 3 3 - 7 5 - 2 0 3 7
知 多 北 部 広 域 連 合	東海北包括支援センター	0 5 2 - 6 8 9 - 1 6 0 6
	東海東包括支援センター	0 5 6 2 - 3 1 - 3 3 1 2
東 海 市	東海南包括支援センター	0 5 2 - 6 0 1 - 5 0 5 0
大 府 市	大府東包括支援センター	0 5 6 2 - 4 8 - 1 0 5 1
知 多 市	大府西包括支援センター	0 5 6 2 - 4 5 - 5 4 5 5
東 浦 町	知多北包括支援センター	0 5 6 2 - 3 9 - 2 5 5 1
	知多南包括支援センター	0 5 6 2 - 5 5 - 4 4 5 5
	東浦包括支援センター	0 5 6 2 - 8 2 - 2 9 4 1

(参考)最新の地域包括支援センター一覧表は愛知県健康福祉部高齢福祉課ホームページ参照
<http://www.pref.aichi.jp/korei/yobou/itiran.htm>

その他高齢者虐待相談

日本高齢者虐待防止センターヘルプライン 0 4 2 4 - 6 2 - 1 5 8 5
 毎週月、水、金 10時～4時

名古屋市高齢者虐待相談センター 0 5 2 - 6 8 3 - 9 0 0 1
 (名古屋市障害者・高齢者権利擁護センター内)

愛知県内地方裁判所

裁判所名	電話番号
名古屋地方裁判所	052-203-1611(代表)
名古屋地方裁判所 執行部	052-205-1231(訟廷事務室 分室)
名古屋地方裁判所 一宮支部	0586-73-3101(代表)
名古屋地方裁判所 半田支部	0569-21-0259(代表)
名古屋地方裁判所 岡崎支部	0564-51-4521(代表)
名古屋地方裁判所 豊橋支部	0532-52-3141(代表)

愛知県内家庭裁判所

裁判所名	電話番号
名古屋家庭裁判所	052-223-3411(代表)
家事部後見センター	052-223-3411(代表)
名古屋家庭裁判所 一宮支部	0586-73-3191(庶務課)
名古屋家庭裁判所 半田支部	0569-21-1610(庶務係)
名古屋家庭裁判所 岡崎支部	0564-51-4521(代表)
名古屋家庭裁判所 豊橋支部	0532-52-3212(庶務課)

裁判所ホームページ <http://www.courts.go.jp/nagoya/>

地域福祉権利擁護事業受託社会福祉協議会等(基幹型社会福祉協議会等)

基幹型社会福祉協議会名	電話番号	担当地域
豊橋市社会福祉協議会	0532-54-0294	豊橋市、田原市
岡崎市社会福祉協議会	0564-23-8705	岡崎市、幸田町
一宮市社会福祉協議会	0586-24-2940	一宮市、稲沢市
瀬戸市社会福祉協議会	0561-84-2011	瀬戸市、尾張旭市、豊明市、日進市、東郷町、長久手町
春日井市社会福祉協議会	0568-85-4321	春日井市、犬山市
豊川市社会福祉協議会	0533-83-5211	豊川市、蒲郡市、音羽町、小坂井町、御津町
津島市社会福祉協議会	0567-25-8411	津島市、愛西市、弥富市、七宝町、美和町、甚目寺町、大治町、蟹江町、飛島村
豊田市社会福祉協議会	0565-32-4341	豊田市、三好町
安城市社会福祉協議会	0566-72-0123	安城市、碧南市、刈谷市、知立市、高浜市
西尾市社会福祉協議会	0563-56-5900	西尾市、一色町、吉良町、幡豆町
常滑市社会福祉協議会	0569-34-4018	常滑市、半田市、東海市、大府市、知多市、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町
小牧市社会福祉協議会	0568-77-0123	小牧市、江南市、岩倉市、大口町、扶桑町
新城市社会福祉協議会	0536-23-5618	新城市、設楽町、東栄町、豊根村
北名古屋市社会福祉協議会	0568-26-2700	北名古屋市、清須市、豊山町、春日町

成年後見制度について

- 1 法務省民事局 03 - 3580 - 4111 (代)
制度の問い合わせ：民事局参事官室
裁判所ホームページ内「家事事件」
<http://www.courts.go.jp/saiban/syurui/kazi/index.html>

- 2 成年後見登記制度について
法務省民事局 03 - 3580 - 4111 (代)
登記制度の問い合わせ：民事局第一課

- 3 東京法務局民事行政部後見登録課 03 - 5213 - 1234 (代)
登記インフォメーションサービス
<http://www.moj.go.jp/MINJI/minji17.html>
では、成年後見制度，成年後見登記制度に関する説明，登記関係の申請用紙が用意されており、インターネット又は電話によって調べることができます。

- 4 申立書類を入手する
家事手続案内サービス 052 - 232 - 7666 (名古屋家裁本庁)
音声 FAX 案内 申立書
0342 0558 0772 後見開始の審判
0343 0559 0773 保佐開始の審判
0344 0560 0774 補助開始の審判

- 5 愛知県外の裁判所の家事手続案内サービスは・・・
http://www.courts.go.jp/saiban/syurui/kazi/kazi_09_01.html

- 6 書式のダウンロード等
家庭裁判所や支部の間で，必要書類が違うことがあります。ご注意ください
申立書のダウンロード (全国共通)
http://www.courts.go.jp/saiban/tetuzuki/syosiki/index_kazisinpan.html
各種目録のダウンロード (名古屋家裁管内)
<http://www.courts.go.jp/nagoya/saiban/tetuzuki/syosiki/index.html>
申立書・各種目録のダウンロード (岐阜家裁管内)
<http://www.courts.go.jp/gifu/saiban/syosiki/index.html>
(名古屋家裁，岐阜家裁には書式例がありますが，津家裁にはありません)

弁護士等相談機関

1 愛知県弁護士会 アイズ

http://www.aiben.jp/page/frombars/katudou/k-09aiz/aiz_00.html

(来所相談)・・・予約制,相談料(30分)5,250円(消費税込み)

〒460-0008 名古屋市中区栄4-1-1 中日ビル3階

予約受付:月曜日~金曜日 午前10時~午後5時

土・日・祝日 午前10時~午後4時30分

052-252-0044(栄法律相談センター)

(出張相談)・・・相談料1回あたり10,500円(消費税込み) 交通費・実費別

予約受付:月曜日~金曜日 午前10時~午後4時

052-203-2677(アイズ事務局)

(電話相談)・・・無料,15分程度の簡単な相談が原則

受付時間:毎週火・木曜日(祝日を除く)

午前10時15分~午後1時

052-252-0018(相談専用電話)

(福祉関係者向けファクス相談)「ほっとくん」

専用FAX 052-203-2677

相談申込書のダウンロード

http://www.aiben.jp/page/frombars/katudou/k-09aiz/news/news02/Hot_moushikomi.pdf

相談機関/成年後見人等推薦・支援団体

1 愛知ぱあとなあセンター(社団法人愛知県社会福祉士会)

<http://www.mmjp.or.jp/acsw/>

事務所 〒460-0012 名古屋市中区千代田5-21-3 サンマンション鶴舞402号

TEL 052-264-0696

FAX 052-264-0695

受付時間:月~金 午前10時~12時 午後1時~5時)

2 アイズ(愛知県弁護士会 高齢者・障害者総合支援センター)

http://www.aiben.jp/page/frombars/katudou/k-09aiz/aiz_00.html

事務局 〒460-0002 名古屋市中区三の丸一丁目4番2号愛知県弁護士会館内

052-203-2677

3 リーガルサポートセンター 愛知支部

(社団法人成年後見センター・リーガルサポート)

<http://www.legal-support.or.jp/>

事務所 〒456-0018 名古屋市熱田区新尾頭一丁目12番3号

愛知県司法書士会館

052-683-6696

その他相談機関

1 日本司法支援センター 愛称「法テラス」のご案内

業務時間:平日9:00~17:00

【無料法律相談】・収入が一定基準以下の少ない方が対象となります。

・相談時間は30分程度

・相談は同一案件につきお一人3回まで

法テラス愛知

050-3383-5460

〒460-0008 名古屋市中区栄4-1-8 栄サンシティービル15階

【相談】(いずれの相談も祝日を除く)

一般相談

相談時間：毎週月～金曜日/9:00～17:00

相談の種類：離婚・相続・損害賠償・金銭トラブル・不動産など
民事全般

高齢者・障害者出張法律相談

相談の種類：高齢者・障害者の方で来所が困難な方が自宅や入所施設で無料相談が受けられる制度です。

予約方法：事前電話予約制

法テラス三河

050-3383-5465

〒444-0059 岡崎市康生通西3-5 森岡崎ビル2階

【相談】(祝日を除く)

・一般相談

相談時間：毎週木曜日/9:00～17:00

相談の種類：離婚・相続・損害賠償・金銭トラブル・不動産など民事全般

予約方法：事前電話予約制

ドメスティックバイオレンス・女性保護団体関係

- 1 愛知県女性総合センター 相談センター 052-962-2614
URL:<http://www.pref.aichi.jp/top/soudan/index.html>
ウィル愛知 名古屋市東区堅杉町1
火曜日～日曜日 9時～12時、12時45分～16時30分
(ただし、土・日は16時まで)
- 2 愛知県女性総合センター DV専門相談 052-962-2568
ウィル愛知 名古屋市東区堅杉町1
土曜日 14時～15時30分(1人30分以内)
- 3 愛知県女性相談センター女性悩みごと相談 052-913-3300
名古屋市北区大野2-4
月～金曜日 9時～21時(祝日は除く)
- 4 名古屋法務局 女性人権ホットライン 052-952-8188
平日 8時30分～17時

警察相談電話

(URL : <http://www.pref.aichi.jp/police/soudan/dial/index.html>)

- 1 警察安全相談専用電話 (プッシュ回線) 9110
052-953-9110
月～金曜日 9時～17時(祝日は除く)
- 2 ストーカー110番 052-961-0888(24時間受付)
- 3 悪質商法110番 052-951-4194
月～金曜日 9時～12時 13時～17時(祝日は除く)
- 4 愛知県警察本部ハートフルライン(こころの悩み相談) 052-954-8897
月～金曜日 9時～17時(祝日は除く)

各警察署生活安全課(暴力被害・告訴・保護命令に関する事など)

警察署名	担当地域	電話番号
守山	尾張旭市	052-798-0110
愛知	豊明市、日進市、東郷町、長久手町	0561-39-0110
瀬戸	瀬戸市	0561-82-0110
春日井	春日井市	0568-56-0110
小牧	小牧市	0568-72-0110
西枇杷島	清須市、北名古屋市、豊山町、春日町	052-501-0110
江南	江南市、岩倉市、大口町	0587-56-0110
犬山	犬山市、扶桑町	0568-61-0110
一宮	一宮市	0586-24-0110
稲沢	稲沢市	0587-32-0110
津島	津島市、愛西市、大治町、七宝町、甚目寺町、美和町	0567-24-0110
蟹江	弥富市、蟹江町、飛島村	0567-95-0110
半田	半田市、阿久比町、武豊町、東浦町、南知多町、美浜町	0569-21-0110
東海	東海市、大府市	0562-33-0110
知多	知多市	0562-36-0110
常滑	常滑市	0569-35-0110
刈谷	刈谷市	0566-22-0110
碧南	碧南市、高浜市	0566-46-0110
安城	安城市、知立市	0566-76-0110
西尾	西尾市、一色町、吉良町、幡豆町	0563-57-0110
岡崎	岡崎市、幸田町	0564-58-0110
豊田	豊田市(旧東加茂郡を除く)、三好町	0565-35-0110
足助	豊田市(足助地区、下山地区、旭地区、稲武地区)	0565-62-0110
設楽	設楽町、東栄町、豊根村	0536-62-0110
新城	新城市	0536-22-0110
豊川	豊川市、音羽町、小坂井町、御津町	0533-89-0110
蒲郡	蒲郡市	0533-68-0110
豊橋	豊橋市	0532-54-0110
田原	田原市	0531-23-0110

その他

- 1 認知症介護研究・研修大府センター 愛知県認知症介護支援電話相談
月・水曜日 10時～16時(祝日は除く) 0562-44-5746
- 2 認知症の人と家族の会 認知症介護相談
月～金曜日 10時～16時(祝日は除く) 0562-31-1911
- 3 介護支え合い相談
月～金曜日 10時～15時(祝日は除く) 0120-070-608
- 4 名古屋いのちの電話 052-971-4343
(精神的な危険にある人の相談)

(4) 様式等一覧

高齢者虐待受付票

受付日 平成 年 月 日 () 受付 : ~ :
通報受付者

被虐待者

氏名	年 月 日生 歳	(自宅)
住所	(緊急)	
介護保険 (なし・あり 要介護度)	自立度	認知度

通報者 (面接 ・ 電話)

氏名	住所
通報者は 虐待者に 被虐待者との関係	実際に目撃している 本人の訴えや状況から 関係者()から聞いた この通報を (承知・拒否・知らせていない) 本人() 家族() 親類() 近隣() 民生委員() 医療機関() 警察() 居宅支援事業所() サービス事業所() 施設() 行政() 地域包括支援センター() その他()

虐待内容

いつから	どこで
誰によって	どんなふうに
どうされたか	頻 度
介護者の様子	類 型 1 身体的 2 心理的 3 性的 4 経済的 5 介護放棄 6 自己放任

関わっている関係機関及び経路 (事実を認識しているところ)

本人() 家族() 親類() 近隣() 民生委員() 医療機関() 警察() 居宅支援事業所() サービス事業所() 施設() 行政() 地域包括支援センター() その他()
--

虐待者の状況

虐待者	(男・女)	続柄	年齢	歳	精神疾患	無・有
	息子	娘	嫁	夫	妻	その他()
同居						
非同居						
経済状況	虐待の背景					

虐待のレベル判断

- 1 虐待には至ってないが、虐待発生のリスクがあり、高齢者、介護者の状況から判断して、このままでは人間関係が悪化する。または介護不十分な状態になる恐れがあると認められた状況。
- 2 介護ストレスや人間関係の悪化などにより、不適切な介護状況であり、虐待が生じている状況。
- 3 生命の危機・重大な健康被害の恐れがあり、高齢者に治療・保護が必要な状況。

「備考」高齢者虐待リスクアセスメント合計点 点 (合計が5点以上で虐待要注意)

被虐待者確認票

受付日平成 年 月 日

相談者名：

被虐待者との関係：

被虐待者名：

受付者名：

虐待を知った当時の具体的な状況について、該当する項目にレ印をつけてください

<p>被虐待者自身の様子 (該当項目にチェック)</p> <p>【身体的虐待】</p> <p>【介護、世話の放棄・放任】</p>	<p>説明のつかないけがをしている、あるいは治療されていない傷がある (切り傷、噛み傷、刺し傷、すり傷、出血、打撲、火傷、捻挫、脱臼、骨折、痣など)</p> <p>衰弱、栄養不良の状態にある 脱水状態にある</p> <p>異常な体重の減少がみられる</p> <p>身体に縛られた跡や拘束された証拠がある</p>
<p>【介護、世話の放棄・放任】</p>	<p>髪が伸び放題で汚れている ひげが伸びている</p> <p>爪が伸びて汚れている 褥瘡がある</p> <p>悪臭がする 食事をとっていない</p> <p>必要な医療を受けていない 必要な薬を飲んでいない</p> <p>入れ歯、補聴器、メガネ等がない、あるいは壊れている</p>
<p>【介護、世話の放棄・放任】</p>	<p>衣服を着用していない</p> <p>いつも同じ服を着ている</p> <p>衣服が汚れたり、破れている</p> <p>季節に合った衣服を着用していない</p> <p>オムツが交換されていない</p>
<p>【性的虐待】</p>	<p>陰部に説明のできない出血、すり傷や痣がある</p> <p>発疹や異常な分泌物、さらに陰部の痛みやかゆみ等の症状がある</p> <p>理由もなく入浴や排泄などの介助を突然拒む</p> <p>性病にかかっている</p>
<p>被虐待者の住環境の様子 (該当項目にチェック)</p> <p>【介護、世話の放棄・放任】</p>	<p>必要な冷暖房設備がないか、壊れたままになっている</p> <p>部屋が汚れている(ゴミが片付けられていない、害虫・ネズミがいる)</p> <p>部屋の外から鍵がかけられている</p> <p>排泄物の処理がされていない</p> <p>悪臭がする 家に入れてもらえない</p>
<p>被虐待者の経済的状態 (該当項目にチェック)</p> <p>【経済的虐待】</p>	<p>自分の生活や介護のための十分なお金を持っていない</p> <p>必要なものが買えない</p> <p>電気、ガス、水道のいずれかがとめられている</p> <p>家賃を滞納している</p>
<p>被虐待者の心理的状態 (該当項目にチェック)</p> <p>【心理的虐待】</p>	<p>表情がない うつむいている</p> <p>笑顔がない 反応しようとしめない</p> <p>涙ぐむ、泣く、絶望あるいは動揺がみられる</p> <p>会話に参加しない 心配そうな様子をしている</p> <p>落ち込んでいる 家族の顔をうかがう</p> <p>家族を避けようとする 家に帰ろうとしめない</p> <p>質問しても「はい」「いいえ」等の短い答えしか返さない</p>
<p>虐待者の様子 (該当項目にチェック)</p>	<p>高齢者に対する質問に介護者が全て答えてしまう</p> <p>ワーカーに対して非協力的である</p> <p>高齢者に面会させない</p> <p>訪ねても家にいない 居留守をつかう</p>
<p>その他 上記項目以外の様子で、特に気になる状況等があればご記入ください。</p>	

高齢者虐待リスクアセスメント表（名古屋市作成）

評価日：平成 年 月 日

評価日：平成 年 月 日

対象高齢者名：

介護者名：

評価日：平成 年 月 日

項目		1	2	3	評価	評価	評価
高齢者	(1)日常生活自立度	J・A	B	C			
	(2)問題行動	無	有				
	(3)経済状態(支援者の主観)	良い 普通	悪い				
	(4)家族との人間関係	良い	どちらとも いけない		悪い		
	(5)要介護状態以前の 家族との人間関係	良い	どちらとも いけない 悪い				
主介護者	(6)介護負担感	無		有			
	(7)他家族の介護の協力	有	無				
	(8)生活状態	怠惰でない	怠惰である				
	(9)介護サービス受け入れ	積極的		いやいや 拒否			
(10)家族の飲酒問題	無		有				
合計							
アセスメント者							
虐待の種類							

虐待の種類：身:身体的・心:心理的・経:経済的・介:介護放棄・性:性的

合計が5点以上で虐待要注意(名古屋市高齢者虐待調査研究会より)

高齢者虐待リスクアセスメント表記入要領

【リスクアセスメント表の活用方法】

リスクアセスメント表を作成し、その家庭にどれだけの虐待に関するリスクがあるのかを確認します。点数の合計が5点以上となった場合、『虐待要注意』となります。これは、点数が高いからといって必ずしも虐待があるというわけではありません(逆に点数が低くても虐待がないわけではありません)が、点数が高いほど虐待の発生が高くなる可能性がありますので、注意が必要と考えられます。

ただし、リスクアセスメント表はあくまでも虐待対応への指標であって、各項目の問題を解決するだけでは虐待の解決に結びつかないこともあります。一見、第三者にはわからない問題が潜在している可能性もありますので、十分調査を行ったうえで、適切な対応が必要です。

注意事項

リスクアセスメント表の作成にあたっては、高齢者及び介護者の経済状況等、対象者の主観的な要因を含む項目については、すでに把握している情報を勘案して、作成者の判断で記入すること

(1) 障害高齢者の日常生活自立度

判断基準

この判定基準は、地域や施設等の現場において、何らかの障害を有する高齢者の日常生活自立度を客観的かつ短時間に判定することを目的として作成したものです。判定に際しては「～をすることができる」といった「能力」の評価ではなく「状態」、特に移動に関わる状態像に着目して、日常生活の自立度の程度を4段階にランク分けすることで評価するものとします。なお、本基準においては何ら障害を持たない高齢者は対象としていませんが、リスクアセスメント表においては、「ランク」を選択します。

生活自立	ランクJ	何らかの障害を有するが、日常生活はほぼ自立しており独力で外出する。 1. 交通機関等を利用して外出する 2. 隣近所へなら外出する
準寝たきり	ランクA	屋内での生活は概ね自立しているが、介助なしには外出しない 1. 介助により外出し、日中はほとんどベッドから離れて生活する 2. 外出の頻度が少なく、日中も寝たり起きたりの生活をしている
寝たきり	ランクB	屋内での生活は何らかの介助を要し、日中もベッド上での生活が主体であるが、座位を保つ 1. 車イスに移乗し、食事、排泄はベッドから離れて行う 2. 介助により車いすに移乗する
	ランクC	1日中ベッド上で過ごし、排泄、食事、着替において介助を要する 1. 自力で寝返りをうつ 2. 自力では寝返りも出来ない

判定にあたっては、補装具や自助具等の器具を使用した状態であっても差し支えない。

(2) 問題行動

判断基準

下記の項目に1つでもチェックがあれば、「有」を選択する

- | | | | |
|--------|---------|-----------|-------|
| ・作話 | ・幻視幻聴 | ・感情が不安定 | ・被害的 |
| ・暴言暴行 | ・同じ話をする | ・大声を出す | ・昼夜逆転 |
| ・常時の徘徊 | ・落ち着きなし | ・外出して戻れない | ・不潔行為 |
| ・介護に抵抗 | ・火の不始末 | ・物や衣類を壊す | ・収集癖 |
| ・暴飲暴食 | ・性的迷惑行為 | ・一人で出たがる | |

(3) 本人の経済状態

判断基準

高齢者本人が自分の経済状態についてどう思っているかで判断する

(4) 家族との人間関係

判断基準

家族との人間関係の良し悪しについて判断する

< 良い例 >

- ・家族と一緒にいるとき表情が明るい
- ・家族との会話がある
- ・お互いの悪口を言わない
- ・険悪な雰囲気がない

< 悪い例 >

- ・家族と一緒にいるとき表情が硬い
- ・家族との会話が少ない
- ・お互いの悪口を言う
- ・険悪な雰囲気がある

(5) 要介護状態になる前の家族との人間関係

判断基準

高齢者本人や介護者の訴えや会話から家族との人間関係の良し悪しについて判断する

< 良い例 >

- ・楽しい思い出話をする
- ・昔のお互いをほめる言葉を聞く
- ・会話の表情や口調が柔らかい

< 悪い例 >

- ・本人が虐待をしていた(いじめを含む)
- ・本人が浮気をしていた
- ・本人の収入が少なく家族が苦勞した
- ・本人が家族を顧みなかった

(6) 介護の負担感

判断基準

下記の項目に1つでもチェックがあれば、「有」を選択する

- ・疲れている、睡眠時間が取れない
- ・健康に不安がある、体調が悪い
- ・精神的ゆとりがない、不安やイライラがある
- ・介護を代わりにしてくれる人がいない
- ・外出する時間が無い、家族との時間・自分の時間が持てない
- ・本人との関係がうまくいかない
- ・その他介護者の訴え
- ・相談相手がいない

(7) 主介護者に対する他の家族の協力

判断基準

同居、別居にかかわらず、家族(内縁を含む)の協力、介護の代替があるかどうか。
家族とは、原則的には、夫婦、親子等を言い、介護に対する協力があるかないかで判断する

(8) 主介護者が怠惰な生活をしている

判断基準

主介護者が怠惰な生活をしているかどうか

同居家族がいない場合は、「していない」とする。

< 怠惰な生活とは下記のようなことが(週1～2回以上)に見られる場合 >

- ・ギャンブルに没頭している
- ・酒びたりになっている
- ・生活能力がない
- ・一日中パジャマでいる
- ・家事が不十分
- ・規則正しい生活ができない

(9) 主介護者の介護サービス受け入れの状況

判断基準

主介護者のサービスの受け入れの積極度について問う

< 積極的 >

自ら進んで助言を受け入れようとする場合

主介護者がいない場合「積極的」を選択する

本音がわからず、判断に迷う場合は「積極的」を選択する

< 勧められていやいや >

他の人に勧められて受け入れる場合

< 拒否 >

受け入れない場合

(10) 家族の飲酒問題

判断基準

同居家族に飲酒による問題行動(暴力、暴言、暴れるなど)を起こす人の有無を尋ねる

同居家族がいない場合は「無」を選択する。

(名古屋市高齢者虐待調査研究会より改変)

市（町村）高齢者虐待防止ネットワーク会議 事例検討

会議開催日：平成 年 月 日

開催会場：

開催時間：

出席者（ ） 記載者（ ）

相談経路	いつごろから始まったか	
高 齢 者 の 状 況	本人の状況（イニシャルで）・年齢・性別 歳 男 ・ 女	世帯構成及び関係者エコマップ
	主疾患治療状況	
	日常生活自立度 介護認定 認知症の有無 あり・なし	
	生活暦（社会とのつながり、経済状況）	
		家族の状況
	虐待の状況	
その他の特記事項		
これまでの取り組み（経過）		
課題・問題点		
ネ ッ ト ワ ー ク 会 議	検討分析	
	今後支援方針	
	各関係機関の役割	

市（町村）高齢者虐待防止ネットワーク会議 事例検討（2回目以降）:

会議開催日：平成 年 月 日		開催会場
開催時間		
出席者	世帯構成及び関係者エコマップ	これまでの取り組み（経過）
記載者		
課題・問題点		
論点：		
ネットワーク会議	検討分析	
	今後支援方針	
	各関係機関の役割	
会議開催日：平成 年 月 日		開催会場
開催時間		
出席者	世帯構成及び関係者エコマップ	これまでの取り組み（経過）
記載者		
課題・問題点		
論点：		
ネットワーク会議	検討分析	
	今後支援方針	
	各関係機関の役割	

(5) 参考 : 厚生労働省マニュアル目次

[URL : <http://www.mhlw.go.jp/topics/kaigo/boushi/060424>]

高齢者虐待防止の基本

- 1 高齢者虐待とは
 - 1.1 高齢者虐待防止法の成立
 - 1.2 「高齢者虐待」の捉え方
- 2 高齢者虐待の実態
 - 2.1 高齢者虐待の主な種類
 - 2.2 虐待の発生要因
 - 2.3 虐待者・被虐待者の特徴
- 3 高齢者虐待の防止等に対する各主体の責務等
 - 3.1 国及び地方公共団体の責務等
 - 3.2 国民の責務
 - 3.3 保健・医療・福祉関係者の責務
 - 3.4 市町村の役割
 - 3.5 都道府県の役割
 - 3.6 国及び地方公共団体の役割
 - 3.7 養介護施設の設置者、養介護事業者の責務
- 4 高齢者虐待の防止に向けた基本的視点
 - 4.1 基本的な視点
 - 4.2 留意事項

養護者による虐待への対応（市町村における業務）

- 1 高齢者虐待防止ネットワークの構築
- 2 組織体制
 - 2.1 組織体制
 - 2.2 事務の委託
- 3 高齢者虐待の防止・早期発見のための取組
 - 3.1 発生予防の重要性（リスク要因を有する家庭への支援）
 - 3.2 発生予防・早期発見のための取組
- 4 養護者による高齢者虐待への具体的な対応
 - 4.1 高齢者虐待の発見
 - 4.2 相談・通報・届出への対応
 - 4.3 事実確認及び立入調査
 - 4.4 援助方針の決定、援助の実施、再評価

- 5 養護者（家族等）への支援
 - 5.1 養護者（家族等）支援の意義
 - 5.2 養護者支援のためのショートステイ居室の確保
- 6 財産上の不当取引による被害の防止
市町村と地域包括支援センターの関係
 - 1 基本的考え方
 - 2 地域包括支援センターに業務委託した場合の市町村及び地域包括支援センターの役割

養介護施設従事者による虐待への対応

～省略～

【引用文献】

【参考文献】